

# 「国外財産調書制度」のあらまし

令和4年1月1日以後に国外財産調書を提出される方はこのあらましを活用してください。

## 制度の概要等

### ◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」(注1)の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産(注2)を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(注)1 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

2 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

(例)・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

3 相続開始の日の属する年（相続開始年）の年分に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の国外財産調書について適用されます。

### ◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注) 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載している法令解釈通達等やFAQでご確認ください。

### ◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

(注)1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』 (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。

### ◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

## 国外財産調書（合計表）の記載例

国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

(合計表)

令和××年12月31日分 国外財産調書		令和××年12月31日分 国外財産調書合計表	
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1	住所	東京都千代田区霞が関3-1-1
氏名	国税 太郎	氏名	国税 太郎
個人番号	00000000000000	職業	会社員
国外財産の区分	種類 用途 所在 数量 価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地	事業用 事務所 〇〇州△△△通り6000 1 200㎡ 54,508,000円	土地	545080000
預貯金	定期預金 一般用 アメリカ 〇〇州△△△通り123 (〇〇銀行△△支店) 5,000,000	建物	157800000
	預貯金計 (87,733,944)	山林	30000000
有価証券	上場株式 (〇〇securities, Inc.) 一般用 アメリカ △△州〇〇市△△通り321 △△証券××支店 10,000株 3,000,000	現金	30000000
		預貯金	87733944
		上場株式	33000000
		非上場株式	30000000
		特定有価証券	30000000
		匿名組合契約の出資の持分	140000000
		取得価額	100000000
		未決済信用取引に係る権利	△45000000
合計額	490,841,944	取得価額	0
		未決済信用取引に係る権利	490841944
		取得価額	0

財産の区分ごとに価額の合計額を記入

全ての国外財産の価額の合計額を記入

## その他の措置

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れ（所得税等については、死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

(注)1 相続税に係る過少申告加算税等の加重措置については、令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。

2 相続国外財産については、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重の対象となりません。この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。

- ③ 国外財産に係る所得税等又は国外財産に対する相続税の調査に関し修正申告等があり、過少申告加算税等の適用のある居住者が、その修正申告等の前までに、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る一定の書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提示又は提出を求められた場合に、その日から60日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき（提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）は、次のような特例措置が設けられています。

- ・上記①の過少申告加算税等の5%軽減措置は、適用されません。
- ・上記②の過少申告加算税等の5%加重措置は、10%に変更されます。

(注) この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。

- ④ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

○ 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。

○ 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等を伺います。